

「第2次東大和市健康増進計画」(案)(令和3年度～8年度)

に対するパブリックコメントを実施します。

「第2次東大和市健康増進計画」(案)は、平成26年度に策定した「東大和市健康増進計画」の第2次の計画となるものです。計画期間は令和3年度から令和8年度の6年間であり、令和2年度中に策定することとなっております。このたび、「第2次東大和市健康増進計画」(案)をとりまとめましたので、お知らせするとともに、市民及び事業者等の皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 目的

平成26年度に「東大和市健康増進計画」(計画期間:平成27年度から令和2年度)を策定しました。このたび、「東大和市健康増進計画」の計画期間終了にあたって、「第2次東大和市健康増進計画」(案)(計画期間:令和3年度から令和8年度)を策定することとなりました。

2 内容

基本事項として下記の事項を記載しています。

【1 計画策定にあたって】

- ◎ 計画策定の背景と趣旨
- ◎ 計画の性格・位置づけ
- ◎ 計画の策定方法
- ◎ 計画期間

【2 東大和市の現状】

- ◎ 市の人口・世帯の推移
- ◎ 人口動態
- ◎ 要介護認定者及び生活習慣病の状況
- ◎ 健康づくり事業の実施状況
- ◎ 市民の健康に関する意識調査の主な結果
- ◎ 健康に関する意識調査(中学1年生)の主な結果
- ◎ 健康に関する意識調査のまとめ
- ◎ 健康増進計画の達成状況

【3 計画の基本的な考え方】

- ◎ 基本理念
- ◎ 中・長期目標と総合目標
- ◎ 基本目標

【4 施策の展開】

- ◎ 施策の体系
- ◎ 成果指標と役割分担
- ◎ 具体的事業等

【5 計画の推進】

- ◎ 計画の周知
- ◎ 計画推進における役割分担
- ◎ 計画の進行管理（計画の評価）

3 「第2次東大和市健康増進計画」（案）に対する基本的な考え方

- (1) 本計画は、健康増進法に定める「市町村健康増進計画」に該当するものであり、食育基本法に定める「市町村食育推進計画」を包含しています。国が定める「健康日本21（第二次）」及び「第3次食育推進基本計画」、東京都が定める「東京都健康推進プラン21（第二次）」及び「東京都食育推進計画」に基づいた方針を踏まえた内容とします。
- (2) 前計画の「東大和市健康増進計画」のこれまでの取組や進捗状況を検証、点検し策定しました。また、平成31年及び令和2年には、健康寿命の延伸を図るとともに、健幸都市の実現に向けて「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」及び具体的事業をまとめた「アクションプラン」を策定し、「東大和市健幸都市宣言」を行いました。これらと整合を図りつつ、健康づくりと食育推進の総合的な指針として策定します。
- (3) 本計画では、「基本理念」を改定し、新たに「中・長期目標」の設定を行いました。また、食生活・食育の推進に関する取組として「基本目標4」を新たに加えました。

【基本目標】

- 1 生活習慣の改善の推進
 - 2 ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備
 - 3 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防
 - 4 健全な食生活を実践するための食育の推進
- (4) 本計画では、取組施策ごとに成果指標と目標値を設定しました。また、達成状況の検証資料の記載を加えました。
 - (5) 本計画を推進する具体的な事業について、「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプラン」の内容と整合を図りました。

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

令和2年12月4日（金）から令和3年1月4日（月）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

(1) 東大和市公式ホームページ（市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント）

(2) 文書閲覧 福祉部福祉推進課（東大和市役所2階5番窓口）

福祉部高齢介護課（東大和市役所2階6番窓口）

福祉部障害福祉課（東大和市役所1階9番窓口）

福祉部健康課（東大和市立保健センター）

市内公民館・市内市民センター、総合福祉センターは～とふる

7 市民説明会

第1回 令和2年12月19日（土）午前10時～正午 市役所会議棟第1・2会議室

第2回 令和2年12月21日（月）午後1時～午後3時 市役所会議棟第1・2会議室

※定員15名【事前申込が必要です。】

（電話 042（563）2111 内線1131：福祉部福祉推進課）

※手話通訳が必要な場合は事前に申し込んでください。

（FAX 042（563）5930）

8 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

福祉部健康課（電話042（565）5211）

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

・書面の持参 福祉部健康課（東大和市立保健センター）

・郵送 〒207-0015 東大和市中心3-918-1 東大和市立保健センター 宛て

・FAX 042（561）0711

・電子メール kenkou@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本計画に利害関係があると認められる個人

利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
キ 本計画に利害関係があると認められる法人等

利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

9 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和3年1月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

10 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。